

議案第 8 2 号 朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

総務部職員課

1 目的

地方公務員法の改正により、職員の定年について、国家公務員と同様に令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ 6 5 歳まで段階的に引上げを行うとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、6 0 歳到達後の翌年度以降の給料月額に関する規定などを整備するため、朝霞市職員の定年等に関する条例等について所要の改正を行うもの。

2 改正する条例及び内容

(1) 朝霞市職員の定年等に関する条例

- ア 定年年齢を 6 0 歳から 6 5 歳に改正する。
- イ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）について規定する。
- ウ 定年前再任用短時間勤務制について規定する。
- エ 定年年齢の改正に伴い令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの経過措置を規定する。
- オ 情報の提供及び勤務の意思の確認について規定する。
- カ 暫定再任用職員について規定する。

(2) 朝霞市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

6 0 歳到達後の翌年度以降の給料月額を 7 割水準とするための降給の取扱いについて規定する。

(3) 朝霞市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

6 0 歳到達後の翌年度以降の給料月額を 7 割水準とすることに伴い、減給の取扱いについて規定する。

(4) 朝霞市職員の給与に関する条例

- ア 6 0 歳到達後の翌年度以降の給料月額を 7 割水準とする旨規定する。
- イ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）における給与について規定する。
- ウ 定年前再任用短時間勤務職員に係る給料月額について規定する。

(5) 朝霞市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

地方公務員法の改正に伴い、該当条文を整理する。

(6) 朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

地方公務員法の改正に伴い、該当条文を整理する。

- (7) 朝霞市職員の育児休業等に関する条例
育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、役職定年制を適用せず特例で管理監督職を延長した職員を追加するほか、地方公務員法等の改正に伴い、該当条文を整理する。
- (8) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
地方公務員法の改正に伴い、該当条文を整理する。
- (9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
公益的法人等へ派遣をすることができない職員に、役職定年制を適用せず特例で管理監督職を延長した職員を追加するほか、地方公務員法の改正に伴い、該当条文を整理する。
- (10) 朝霞市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
地方公務員法の改正に伴い、該当条文を整理する。

3 廃止する条例

- (1) 朝霞市職員の再任用に関する条例

4 施行日

令和5年4月1日

※ 附則第9条（令和5年度に60歳に到達する職員に対し令和4年度中に情報提供及び意思確認を行うための規定）は、公布の日

担当

総務部職員課人事研修係・給与厚生係
電話463-3191（人事研修係）
電話463-3196（給与厚生係）